

電気主任技術者制度における統括行為の要件明確化に関する  
「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」の一部改正について

平成25年8月  
経済産業省  
商務流通保安グループ  
電力安全課

1. 現状及び改正の経緯

電気事業法（昭和三十九年七月十一日法律第七十号）（以下「法」という。）第43条は、事業用電気工作物の設置者に対して、その工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、電気事業法施行規則（平成七年十月十八日通商産業省令第七十七号）（以下「規則」という。）第52条で定めるところにより、事業場又は設備ごとに主任技術者を選任することを義務づけている。

近年、同一の設置者が比較的規模の大きい複数の風力発電所を近隣地域に施設して、それらを直接統括する事業場（以下「統括事業場」という。）から、その工事・維持・運用を一体的に行うケースが見られる。こうした状況の中、統括事業場に係る電気主任技術者の選任等について統一的な審査を行うため、主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（2013商局第2号）（以下「内規」という。）において関連する要件を明確化すべく、平成25年6月14日に閣議決定した「規制改革実施計画」において、「規則52条で定める『直接統括する事業場』に関して、どのような場合に複数の風力発電所・変電所を統括する事業場と認め得るかの基準を明確化し、その認定を容易とすることについて検討し、結論を得る。基準の明確化に当たっては、設備規模や運用箇所数、距離、技術員の配置状況、遠隔監視機能、点検及び事故時の対応などの実態に基づき、具体的な基準となるように検討する」ととされた。

これを受け、平成25年8月に開催した産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会（第3回）における検討の結果、内規の所要の改正を行うこととするとの結論を得た。

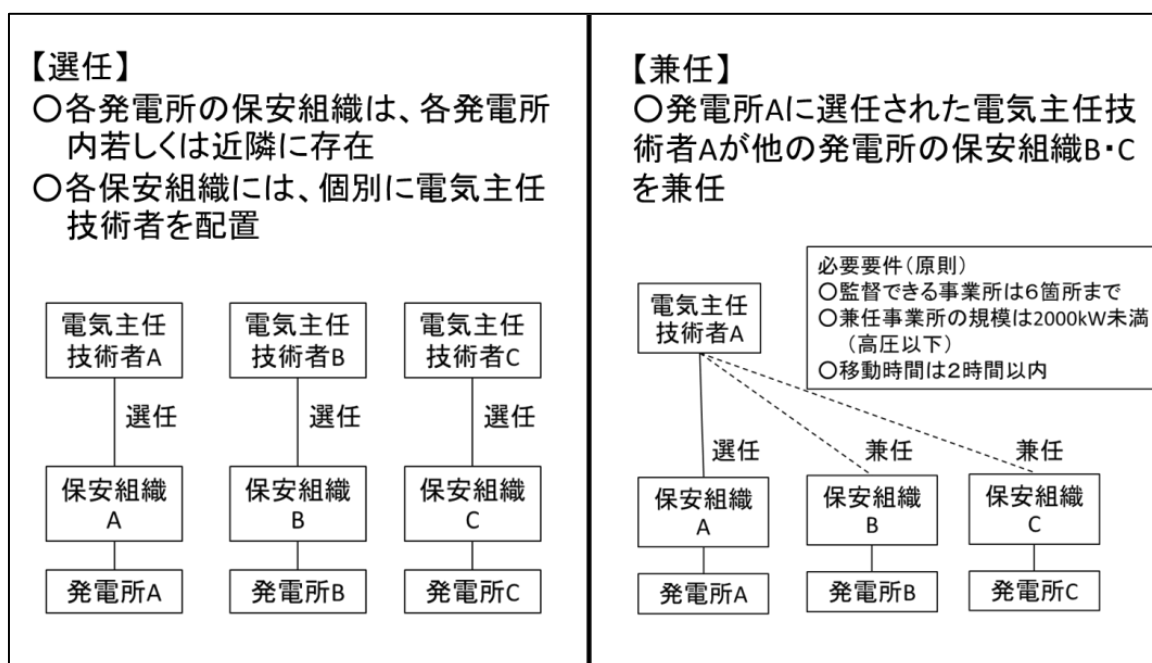


図1. 選任及び兼任のケース

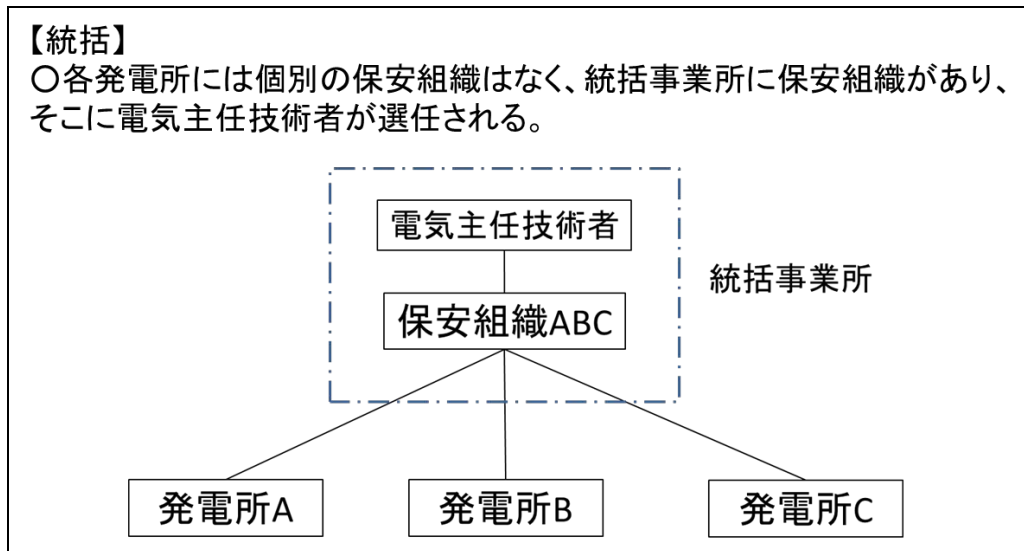


図2. 統括事業場に選任のケース

## 2. 改正の内容

事業用電気工作物の設置者が、統括する事業場から複数の発電所等の工事・維持・運用を行う場合に、事業の安全確保に係る懸念点として、以下の3つが考えられる。

- ① 無人発電所等における感電、火災事故等重大事故の未然防止
- ② 波及事故による停電の未然防止（特別高圧では大規模となる恐れあり）
- ③ 異常時の対応の遅れによる被害の拡大防止

これらの懸念点を解消するとともに「規正改革実施計画」の内容を踏まえた要件について審議を行った結果、以下の要件とすることで了承が得られた。このため、以下の要件を内規に加える。

### （1）今回の改正において対象とする事業場等について

保守管理が有効に機能するという前提に立ったとしても、重大な事故を回避する観点から、発電所等が保有するリスクの制限（設備上の措置）を講じることが必要であるため、対象となる事業場等は、以下を満たすものとする。

- ・ 自家用電気工作物であること。
- ・ 連系電圧が17万V未満（超高圧未満）の風力発電所、太陽電池発電所又は水力発電所並びにこれらを電力系統に連系するための設備であること。
- ・ 原則6箇所（風力発電所にあつては、各発電機を一体として運用する事業場等を1箇所とする。）以下であること（兼任制度にならっている。）。
- ・ 統括事業場（統括電気主任技術者が常時勤務する事業場）から、統括電気主任技術者が2時間以内に到達できる場所にあること（兼任制度にならっている。）。

### （2）（1）の事業場等において、工事・維持・運営を行う保安組織及び統括主任技術者等の要件

#### （ア）保安組織の要件

不十分な保守管理による事故の未然の防止、事業場等の異常の早期の検出・迅速かつ適切な対応を行う体制を確保するため、以下の要件を求める。

- ・ 対象設備の規模（電圧、出力、基数等）に応じた知識（有資格者等）及び保安経験を有する者を、当該設置者の従業員の中から統括事業場に確保すること。また、各事業場等における

保安全管理業務の実施計画に基づいた人員数を統括事業場に確保すること。ただし、自社以外において知識及び保安経験を有する者を確保する場合には、保安全管理業務の遂行上支障を生じないように業務内容等を契約において明確にしていること。

- ・異常を遠隔監視装置等により常時監視して、統括事業場において定めている保安組織に通報する体制を確保していること。常時監視する項目については、電気設備の技術基準解釈第47条及び第48条に定める各項目に準じたものであること。また、保安組織に通報された情報のうち、緊急性の高いものについては、速やかに統括電気主任技術者へ通報する体制であること。
- ・異常時等対応が必要な場合には、夜間、休日等であっても、統括電気主任技術者の指示の下に適切な対応を行える体制を確保していること。
- ・統括電気主任技術者の代務者を、予め同等の知識及び経験を有する者から指定しておくこと。
- ・設置者は、保安全管理業務の遂行体制を構築し、統括電気主任技術者による保安全管理業務の有効性を確認するために、定期的に保安全管理業務の評価を実施し、必要な場合には適切な改善を図ること。

#### (イ) 統括電気主任技術者の要件

複数の発電所等の保安組織を監督するため、以下の要件を求める。

- ・統括事業場の種類に応じ、第1種、第2種又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けていること。
- ・統括電気主任技術者は原則として、統括事業場に常駐し、統括事業場の保安組織において実効性のある監督及び管理ができる地位にある者であること。
- ・統括電気主任技術者は、異常の通報を受けた場合には、現場状況の必要に応じた確認や保安組織への指示を行うなど適切な対応を行うものであること。

#### (ウ) その他

- ・上記に定める各要件が、保安規程において適切に反映されていること。

### 3. 今後のスケジュール

平成25年9月末 公表、施行

---

<sup>i</sup> 本ペーパーにおいて「統括電気主任技術者」とは、規則52条の表第六号に基づき、統括行為を行う電気主任技術者をいう。